

障害福祉サービスの紹介

障害者・難病患者等の補装具と日常生活用具給付について

①補装具

身体障害者手帳を所持している人および難病患者などを対象に、身体上の障害を補うための補装具の交付・修理を行っています。補装具の種類によっては交付・修理の際、県の判定が必要なものがあります。

▽種目の例：義肢、車いす、歩行補助つえ、義眼、眼鏡、補聴器、座位保持いすなど

②日常生活用具

身体障害者手帳・療育手帳・精神手帳を所持している人および難病患者などを対象に日常生活がより円滑に行えるよう、日常生活用具を給付します。

▽種目の例：入浴補助用具、頭部保護帽、火災警報器、点字器、ストーマ装具など

熊野町手話通訳者派遣について

聴覚・言語機能障害などにより、手話での意思の疎通が必要な人に手話通訳者を派遣します。

派遣区域：広島県内
依頼内容：病院での診察、学校参観、会社の面接、運転免許の更新など、外出時の支援、その他相談に応じます。

申 広島県手話通訳派遣委員会へFAXまたはメールにより直接申し込んでください。
※初めて申し込む人は、利用要件の確認手続きが必ずです。

無料
メールでの申請は、①申請者名②派遣月日時間③場所④内容⑤待合せ場所を送信してください。

広島県手話通訳派遣委員会（社団法人 広島県ろうあ連盟）
〒752-0309
children@do3enjoy.ne.jp
(福祉課)

①・②共通事項

障害の程度、種類などによって、対象となる種目が定められています。また、介護保険対象者は介護保険制度の利用が優先されます。

▽負担額：
原則、基準額の1割です。※ただし、世帯の所得状況に応じて自己負担金の上限額が設定されます。基準額を超える部分については自己負担です（世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は対象外）。
購入・修理前に必ず福祉課へご相談のうえ、申請してください。

問福祉課 ☎820・5605

小児慢性特定疾患児への日常生活用具給付について

児童福祉法および障害者総合支援法の日常生活用具の給付の対象とならない人に対して、用具の給付を行います。

▽小児慢性特定疾患治療研究事業の対象者

▽種目の例：特殊マット、入浴補助用具、パルスオキシメーター、クールベスト、紫外線カットクリームなど

▽負担額：
基準額により一部または全部
購入前に必ず福祉課へご相談のうえ、申請してください。

問福祉課 ☎820・5605



障害者相談窓口について

障害者相談窓口を役場福祉課に開設しています。

障害のある人はもちろん、その家族や関係者の皆さんは、生活上のさまざまな課題に直面することが多いのではないのでしょうか。そんな時、どんなことで困っているのか、その解決にはどんな方法があるのか一緒に考え、改善の方法が見つけられるようお手伝いをします。

相談内容および個人情報保護は厳守しますので、安心してご相談ください。

問福祉課 ☎820・5605
☎855・0155



産科医療

補償制度について

分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子さんにご家族の経済的負担を速やかに補償します。また、原因分析を行い、同じような事例の再発防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決および産科医療の質の向上を図ることを目的としています。

【補償対象】

平成21年1月1日以降に出生したお子さんで、次の基準をすべて満たす場合。

- ①在胎週数33週以上で出生体重2kg以上、または在胎週数28週以上で所定の要件
- ②身体障害者手帳1・2級相当の脳性まひ
- ③先天性や新生児期の要因によらない脳性まひ

【申請期間】

お子さんの満1歳の誕生日から満5歳の誕生日日まで

問 出産した分娩機関または産科医療補償制度専用コールセンター ☎03・5800・2231
HP <http://www.sanka-hp.jp/>
jcqhc.or.jp/
問福祉課 ☎820・5605



発達が気になるお子さんの相談窓口について

周囲とのコミュニケーションが苦手、集中力が続かない。お子さんの発達が気になるけれど、どこに相談していいかわからない。そんな人はいませんか。

熊野町では、療育を専門とする「柏学園」を相談窓口として紹介しています。

相談内容および個人情報保護は厳守されますので、気軽にご相談ください。

申 柏学園
所安芸郡府中町青崎東7-12
☎282・6500
☎282・4981

HP <http://www.kashiwa.or.jp/index.html>

問福祉課 ☎820・5605

発達障害って、なんだろう？（最終回）配慮する④

【安心できる環境を整える】
自閉症の人たちの中には、人混みや大きな音、光などの刺激を苦手とする人が多くいます。そのような刺激による不快感を大きくしないよう安心できる環境をつくってあげましょう。

【善悪やルールをはっきりと教える】

発達障害のある人は、暗黙の了解や社会のルールが分からないことがあります。いけないことや迷惑なこととははっきり教えましょう。注意したり、叱ったりするだけでは、どうしたらよいのか分からないので、具体的にどのようにしたらよいかを教えましょう。

【発達障害の人を温かく見守る】

子どもが騒いだり、パニックを起こしたりしているとき、「なぜ親は叱らないんだ」と思う場合があるかもしれません。しかし、発達障害のある人の中には、少しの時間待つことで無理に叱るよりも早く混乱から抜け出せることもあります。周囲の人にこうした知識があるだけで、本人も家族も楽になれます。

【相談する】

発達障害がある場合、早めに障害に気づき、適切な療育につなぐことで、社会に適應する能力を身につけ、さまざまな能力を伸ばしていくことができます。もし、「うちの子は発達障害なのだろうか」など、気になることがあるときは、役場福祉課・健康課や「広島県発達障害者支援センター」に気軽にご相談ください。

広島県発達障害者支援センター

☎0824・97・0131

* 政府広報オンライン引用

問福祉課 ☎820・5605

